

知的財産判例セミナー第37回

日時

9/14(木)
16:10 ~ 17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

「他人の著作物を『引用』して利用することができるか」という点は、私たちにとっても身近な問題であり、日々の生活で判断を迫られることも多い。

今回のセミナーでは、他人のツイートを著書に掲載することの可否が争われた近時の裁判例を取り上げて、「引用」の要件を定めた著作権法32条1項の適用場面の一端を紹介するとともに、この規定が果たすべき役割についても考えてみたい。

【1】講師紹介 16:10~16:15

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】講演 16:15~17:25

「著作物の「引用」のあり方について

— KuToo事件（知財高裁令和4年3月29日判決）の検討 —

青森中央学院大学経営法学部 准教授

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程 園部 正人氏

【3】学生によるコメント・質問 17:25~17:30

山口大学総合科学部4年

【4】質疑応答 17:30~17:40

【講師経歴等】

- ・大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）修了
- ・元・第二東京弁護士会弁護士(2012年~2020年)
- ・元・早稲田大学法学学術院助手
- 著作権法にかかわる公刊業績として、
「判批(東京地判平成31年2月28日〔インターセプター事件〕)」著作権研究46号166頁(2020年)

お申込み・お問い合わせ

※お申込み締切 9/13(水)

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=230802132210>

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL : 0836-85-9942

E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



📄こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報

提供プログラム:著作権



知的財産

教育研究共同利用拠点